

## 2 用語の解説

### 1 事業所

(1) 事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

②物の生産、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

(2) 派遣・下請従業員のみでの事業所とは、当該事業所に所属する従業員が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

### 2 経営組織

#### ○民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### ○個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

#### ○法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

#### ○会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

#### ○独立行政法人

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用期間法人及び日本郵政公社をいう。

#### ○その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。

例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、

農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

#### ○法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

### 4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類した。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

（平成18年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類との相違点一覧参照）

### 5 従業員

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とした。

#### ○個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいるもの。

#### ○無給の家族従業員

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

#### ○有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員

と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

○常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。  
期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

○正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

○臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

6 別経営の事業所への派遣または下請従業員

従業員のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

7 別経営の事業所からの派遣又は下請従業員

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

8 本所・支所の別

○単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

○本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

○支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括

を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

9 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

10 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支社を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

11 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支社を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

なお、分類区分は、事業所の産業分類と同一である。

12 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

平成18年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類の相違点一覧表

	日本標準産業分類		平成18年事業所・企業統計調査産業分類	
E 建設業	078	床・内装工事業	07A	床工事業
			07B	内装工事業
F 製造業	323	がん具・運動用具製造業	32A	がん具製造業
			32B	運動用具製造業
	329	他に分類されない製造業	32C	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)
			32D	他に分類されないその他の製造業
H 情報通信業	392	情報処理・提供サービス業	39A	情報処理サービス業
			39B	情報提供サービス業
			39C	その他の情報処理・提供サービス業
	415	映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	41A	ニュース供給業
			41B	その他の映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業
J 卸売・小売業	491	各種商品卸売業	49A	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
			49B	その他の各種商品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業	51A	米穀類卸売業
			51B	野菜・果実卸売業
			51C	食肉卸売業
			51D	生鮮魚介卸売業
			51E	その他の農畜産物・水産物卸売業
	549	他に分類されない卸売業	54A	代理商、仲立業
			54B	他に分類されないその他の卸売業
	579	その他の飲食料品小売業	57A	料理品小売業
			57B	他に分類されない飲食料品小売業
	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	60A	スポーツ用品小売業
			60B	がん具・娯楽用品小売業
			60C	楽器小売業
	609	他に分類されない小売業	60D	花・植木小売業
			60E	中古品小売業(他に分類されないもの)
			60F	他に分類されないその他の小売業
M 飲食店、宿泊業	701	食堂、レストラン	70A	一般食堂
			70B	日本料理店
			70C	西洋料理店
			70D	中華料理店
			70E	焼肉店(東洋料理のもの)
			70F	その他の食堂、レストラン

	日本標準産業分類		平成18年事業所・企業統計調査産業分類	
M 飲食店、宿泊業 (つづき)	709	その他の一般飲食店	70G	ハンバーガー店
			70H	お好み焼き店
			70J	その他に分類されない一般飲食店
	729	その他の宿泊業	72A	会社・団体の宿泊所
			72B	他に分類されない宿泊所
N 医療、福祉	734	助産・看護業	73A	助産所
			73B	看護業
	736	医療に付帯するサービス業	73C	歯科技工所
			73D	その他の医療に付帯するサービス業
	753	児童福祉事業	75A	保育所
			75B	その他の児童福祉事業
	754	老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)	75C	特別養護老人ホーム
			75D	介護老人保健施設
			75E	有料老人ホーム
			75F	その他の老人福祉・介護事業
	759	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	75G	更生保護事業
			75H	訪問介護事業
			75J	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育、学習支援業	771	社会教育	77A	公民館
			77B	図書館
			77C	博物館、美術館
			77D	動物園、植物園、水族館
			77E	その他の社会教育
	774	教養・技能教授業	77F	音楽教授業
			77G	書道教授業
			77H	生花・茶道教授業
			77J	そろばん教授業
			77K	外国語会話教授業
			77L	スポーツ・健康教授業(フィットネスクラブを除く)
			77M	フィットネスクラブ
			77N	その他の教養・技能教授業
	Q サービス業	801	法律事務所・特許事務所	80A
80B				特許事務所
803		公認会計士事務所、税理士事務所	80C	公認会計士事務所
			80D	税理士事務所

	日本標準産業分類		平成18年事業所・企業統計調査産業分類	
Q サービス業 (つづき)	805	土木建築サービス業	80E	建築設計業
			80F	測量業
			80G	その他の土木建築サービス業
	806	デザイン・機械設計業	80H	デザイン業
			80J	機械設計業
	809	その他の専門サービス業	80K	興信所
			80L	他に分類されない専門サービス業
	821	洗濯業	82A	普通洗濯業
			82B	リネンサプライ業
	836	冠婚葬祭業	83A	葬儀業
			83B	結婚式場業
			83C	冠婚葬祭互助会
	839	他に分類されない生活関連サービス業	83D	写真現像・焼付業
			83E	他に分類されないその他の生活関連サービス業
	844	スポーツ施設提供業	84A	スポーツ施設提供業(別掲を除く)
			84B	体育館
			84C	ゴルフ場
			84D	ゴルフ練習場
			84E	ボウリング場
			84F	テニス場
			84G	バッティング・テニス練習場
	846	遊戯場	84H	マージャンクラブ
			84J	パチンコホール
			84K	ゲームセンター
			84L	その他の遊戯場
	849	その他の娯楽業	84M	カラオケボックス業
			84N	他に分類されない娯楽業
	889	その他の物品賃貸業	88A	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
			88B	他に分類されない物品賃貸業
	909	他に分類されない事業サービス業	90A	労働者派遣業
90B			他に分類されないその他の事業サービス業	